

## 新潟市男女共同参画審議会の委員の公募に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、新潟市男女共同参画審議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

### (公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、3人以内とする。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員を欠員とすることができる。

### (応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、各期の初年度の4月1日現在で次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 本市に在住し、又は通勤し、若しくは通学している満18歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 本市議会議員及び本市職員ではない者

### (応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）、性別、生年月日、職業等を記載したものに作文を添えて、郵送、電子メール等により応募するものとする。

### (選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため「新潟市男女共同参画審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員（選考委員）は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 新潟市男女共同参画審議会の会長及び会長代理
- (2) 市民生活部長
- (3) 男女共同参画課長
- (4) 男女共同参画課長補佐

### (選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文等の書類審査により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等を合わせて行うことができるものとする。

### 附 則

この要領は平成19年4月1日より施行する。

### 附 則

この要領は平成27年2月1日より施行する。

### 附 則

この要領は平成29年2月1日より施行する。

### 附 則

この要領は平成31年2月1日より施行する。